公立高等学校の授業料について

全員手続きが 必要です!!



1. 授業料が必要!?

滋賀県の公立高校では授業料が必要です。

(全日制高校の場合、1人につき年額118,800円)

ただし、「**高等学校等就学支援金制度」**を利用することで 授業料の負担がなくなります!

2. 高等学校等就学支援金制度とは

全国の約8割の生徒が利用している、国の授業料支援のしくみです。 申請し、認定を受けることで、授業料を負担いただく必要がなくなります。

- ○保護者等の所得を、以下の算定式に当てはめて計算した額(保護者等の合計)が、**30万4,200円未満**の方が対象です。
- ※文部科学省の設定したモデル世帯(両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の子どもがいる世帯)で年収約910万円未満の世帯が目安です。

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

* 就学支援金は、生徒の代わりに滋賀県や学校が国から受け取って、 授業料に充てます。

生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

誰のマイナンバーが必要?

はい いいえ 親権者は いますか 扶養義務 はありますか 未成年後見人 未成年後見人 主たる生計維持者 いますか 生たる生計維持者 はいますか 生徒本人

3. 意向の登録・申請手続き

- ○**入学式当日**にログインIDとパスワードが通知される。
- ○**全員**、オンライン申請システムにログインし、**意向登録**をする。
- ○**申請する方は**、オンライン申請(スマートフォン・PC等)で保護 者等の氏名や生年月日、課税地を入力し、下記の(1)・(2)いずれ かの方法で申請する。
 - (1) マイナンバーカード、通知カード、

マイナンバーが記載された住民票のいずれかを持っている場合 滋賀県教育委員会で課税情報等を確認するため、保護者等の 個人番号を入力(毎年7月には、原則意向確認登録のみ)

(2) マイナンバーカードを持っていて、

マイナポータルを利用できる場合

保護者等全員のマイナンバーカードを読取り、マイナポータル から各保護者等の課税情報等を取得(毎年7月も同様の手続)

- ○滋賀県教育委員会で申請内容を審査
- 〇6月下旬ごろに審査結果が通知される
- ※マイナンバーは法令に定められた必要な 範囲内のみで、就学支援金の支給に関する 事務に限り活用します。
- ※就学支援金の申請にマイナンバーを利用しない 場合は、課税証明書等の提出が必要です。

オンライン申請はイン ターネット環境で行い ます。

パソコンの場合 URL ┺



https://www.e-shien.mext.go.jp/

就学支援金を・・・

- ○認定された方・・・認定された期間の授業料の負担がなくなります。
- ○不認定となった方・・・授業料の納付が必要です。
- ◇下記の例の場合など、マイナンバーの提出が困難と認められる場合は、 左図と異なることがあります。

マイナンバーの提出が困難な場合や、締め切り期日に間に合わない可能性がある場合は、まず高校等にご相談ください。

【マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例】

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

裏面もご覧ください →

4. 高等学校等就学支援金のしくみ

「高等学校等就学支援金制度」を利用するためには、手続きが必要です。 高校から案内がありますので、必ず手続きをしてください。

申請された内容を基に、滋賀県教育委員会が受給資格の認定審査を行 います。

毎年7月頃、ご家庭の所得情報が更新されますので、その都度、改めて 受給資格の確認を行います。

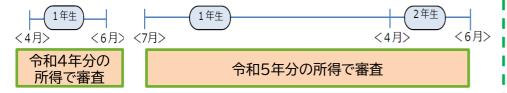
◆保護者等の課税所得等を基に審査するため、税の申告をし ていない場合は、まず税の申告が必要となります。

就学支援金の受給資格の審査・決定は、原則、高校3年間(全日制 「の場合)で4回行います。

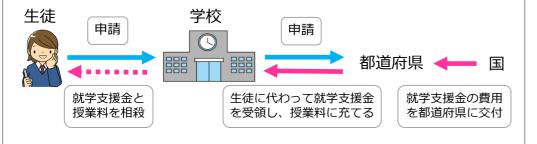
【受給資格の確認時期】 入学時

各年の7月

- ○例えば、令和6年4月入学の場合・・・
 - ・1年生の4月分~6月分は、令和5年度(令和4年分) の課税所得をもとに審査・決定
 - ・1年生の7月分~2年生の6月分は、令和6年度(令和5年分) の課税所得をもとに審査・決定



就学支援金は、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。



5. 授業料の納付が必要となった場合

所得超過等の理由で就学支援金を受けられない場合や、就学支援金の 申請をしなかった場合は、授業料の納付が必要です。

○授業料の納付が必要な方

- ・所得超過等で就学支援金が認定されなかった方
- ・就学支援金の申請をしていない方 など

○滋賀県の公立高校の授業料

・・・年額118,800円(全日制の場合)

○授業料の納付方法

- ・原則、口座振替で納付していただきます。(全日制の場合)
- ※定時制・通信制の授業料や納付方法は上記と異なります。
- ※高校から案内がありますので、必ずご確認ください。

6. お問い合わせ

◆滋賀県立高等学校授業料・就学支援金に関するお問い合わせ

滋賀県立堅田高等学校 事務室

電話番号: 077-572-1206

滋賀県教育委員会事務局教育総務課修学支援係

電話番号:077-528-4587



※高等学校等就学支援金制度については、文部科学省のホームページでも ご確認いただけます。 ◯ 高校生等への修学支援

文部科学省ホームページ:

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/01753.html



・<mark>オンライン申請の説明動画</mark>(youtube)

- ・申請者向け利用マニュアル
- ・よくあるFAQ